令和８年度　岐阜市一般廃棄物処理実施計画

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第６条第１項の規定により定めるものである。

Ⅰ　一般廃棄物の処理主体

１　ごみ及び資源の処理主体

区分			処理	処理主体
生活系ごみ	家庭系ごみ	普通ごみ	焼却/埋立	市（直営）
		粗大ごみ	破砕/選別	市（直営）
			焼却/埋立	市（直営）
			資源化（金属類・羽毛布団）	民間（売却）
			再生（補修等）	市（直営）
		がれき類	資源化	民間（委託）
		ビン	選別	市（直営）
			資源化（ビン）	民間（売却）
			資源化（ガラス類残渣、雑）	民間（委託）
		カン	選別/圧縮	市（直営）
			資源化	民間（売却）
		ペットボトル	選別/圧縮梱包	市（直営）
			資源化	民間（売却）
		プラスチック製容器包装	選別/圧縮梱包	市（直営）
			資源化	民間（委託）
		剪定枝等（剪定枝及び葉） ※令和８年10月から	資源化	民間（委託）
		小型家電	資源化	民間（売却）
		乾電池	資源化	民間（委託）
		廃蛍光管	破砕	市（直営）
			資源化	民間（委託）
		廃食用油	資源化	民間（売却）
	都市美化ごみ	普通ごみ 粗大ごみ ビン カン ペットボトル その他	家庭系ごみに準ずる	

区分			処理	処理主体
事業系ごみ	一般ごみ	普通ごみ	焼却/埋立	市(直営)
		粗大ごみ	破砕/選別	市(直営)
			焼却/埋立	市(直営)
			資源化(金属類・羽毛布団)	民間(売却)
			再生(補修等)	市(直営)
		ビン	資源化	民間(売却)
		カン	資源化	民間(売却)
		ペットボトル	選別/圧縮梱包	市 (直営)
			資源化	民間(売却)
		発泡スチロール	資源化	民間(許可)
		剪定枝等、刈草	資源化	民間(許可)
		その他	資源化	民間(許可)
		実験動物死体	焼却	民間(許可)
		産褥汚物 ※1	火葬	市(直営)
		学校等(公立)生ごみ	資源化・焼却	市(直営)
		市庁舎・ぎふメディアコスモス・上下水道事業部本庁舎プラスチック製容器包装	資源化	民間(委託)
資源回収	資源分別回収	紙類	資源化	民間(売却)
		古着		
		カン・フライパン類		
	柳津資源ステーション	紙類	資源化	民間(売却)
		古着		
道路上の飼主不明犬猫等動物死体			火葬	市(直営)
火災により発生した焼却残渣等			焼却/埋立	市(直営)

※1：非感染性に限る

２　し尿等の処理主体

（１）し尿の処理主体

区分	収集運搬	処理	処理主体
し尿	市(直営・委託)	し尿：脱窒素処理方式	一部事務組合
		し尿残渣：焼却/埋立	民間(一部事務組合の委託)

（２）浄化槽汚泥の処理主体

区分	収集運搬	処理	処理主体
浄化槽汚泥	民間(許可)	浄化槽汚泥：固液分離方式	市(直営)
		浄化槽汚泥：脱窒素処理方式	一部事務組合 ※1
		浄化槽汚泥残渣：焼却/埋立	市(直営) 民間(一部事務組合の委託) ※1

※1：柳津地域のみ

Ⅱ　処　理　計　画

１　ごみ処理実施計画

（１）ごみの排出抑制・資源化計画

ア）排出抑制・資源化の方法及び量

市民及び事業者は、ごみの発生抑制や自家処理、資源分別・資源化などに努め、市は次の各事業を推進することにより、ごみの排出抑制・資源化を図るものとする。

①資源分別回収事業

自治会を主体とした市民運動として、紙類、古着、カン・フライパン類の集団回収を実施し、それぞれ民間の再生利用業者へ引き渡す。

実施団体には、市から回収量に応じた奨励金を交付する。

【令和８年度奨励金】１kgあたり６円(紙類のうち雑がみのみ８円)

【令和８年度計画量】3,132ｔ(全品目)

②ビン・カン、プラスチック製容器包装分別収集事業

岐阜市リサイクルセンターで選別、圧縮梱包し、ビン(カレット(白・茶))、カン（スチール、アルミ）は再生利用業者に売却する。ビン(カレット(雑))、プラスチック製容器包装は公益財団法人日本容器包装リサイクル協会へ再商品化委託、ガラス類残渣は民間へ再生処理委託する。

【令和８年度計画量】

カレット(白)	：	350ｔ
カレット(茶)	：	590ｔ
カレット(雑)	：	290ｔ
スチール	：	400ｔ
アルミ	：	470ｔ
ガラス類残渣	：	625ｔ
プラスチック製容器包装	：	3,100ｔ

③ペットボトル水平リサイクル事業

アサヒ飲料株式会社と「ペットボトルの水平リサイクルの実施に関する協定書」を締結。使用済みペットボトルをリサイクルし、再びペットボトルとして使用する循環型リサイクルを実施する。

岐阜市リサイクルセンターで選別・圧縮梱包を行った使用済みペットボトルを、アサヒ飲料が指定するリサイクル業者に売却。再生したペット樹脂をアサヒ飲料が自社製品のペットボトルの原料として使用する。

【令和８年度計画量】

ペットボトル：1,500t

④家庭系剪定枝等資源化事業

令和８年10月から、家庭から排出される剪定枝を、一般廃棄物処分業許可業者において、堆肥もしくは燃料用のチップに資源化する。

【令和８年度計画量】

剪定枝等：1,250ｔ（令和８年10月～令和９年３月）

⑤廃蛍光管、乾電池分別収集事業

公益社団法人全国都市清掃会議が定めた広域回収、処理計画に基づき資源化処理を実施する。廃蛍光管及び乾電池はドラム缶に梱包（廃蛍光管は破砕後）した後、資源化施設へ搬入を行い、水銀等金属やガラスの資源化を行う。

【令和８年度計画量】

廃蛍光管：　36ｔ

乾電池　：100ｔ

⑥廃食用油分別収集事業

廃食用油は、木田環境事務所に一時保管を行い、精製業者等へ売却する。

【令和８年度計画量】

廃食用油：　18ｔ

⑦中間処理施設における資源回収事業

粗大ごみは、岐阜市東部クリーンセンターにおいて、破砕処理及び機械・手選別により、鉄、アルミなどの金属回収を行う。その他、選別する過程で羽毛布団の回収を行う。

【令和８年度計画回収量】956ｔ

焼却施設で焼却した残渣からは、磁選機による金属回収を行う。

【令和８年度計画回収量】507ｔ

また、直接搬入された粗大ごみのうち、一部を補修等により再生する。

【令和８年度計画再生数】180点程度

⑧資源ごみ持込施設における資源回収事業

柳津資源ステーションへ市民が持ち込む紙類、古着を回収する。回収後は資源化のため民間業者に売却する。

【令和８年度計画回収量】72ｔ（紙類、古着）

⑨特定家庭用機器再商品化法対象品目収集運搬事業

特定家庭用機器再商品化法(平成 10 年法律第 97 号。以下「家電リサイクル法」という。)対象家電製品で、小売業者の引き取り義務のない家電リサイクル法対象品目については、市または市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者が収集し、岐阜市東部クリーンセンターへ搬入後、指定引取場所へ運搬する。

【令和 8 年度計画量】113 t (全品目)

なお、小売業者からの依頼により市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者が収集した家電リサイクル法対象品目については、直接指定引取場所へ運搬する。

【指定引取場所】

伊勢志摩陸運(有)岐阜営業所 (岐南町伏屋 3-224)

㈱斉藤商店 (揖斐郡大野町大字加納字六反田西 1330-10)

西濃運輸㈱六条倉庫 (岐阜市六条大溝 1-10)

⑩資源の有効な利用の促進に関する法律の規定に基づく家庭系使用済みパーソナルコンピュータの収集運搬事業

資源の有効な利用の促進に関する法律(平成 3 年法律第 48 号。以下「リサイクル法」という。)第 26 条第 1 項の規定に基づくパーソナルコンピュータの製造等の事業を行う者の使用済みパーソナルコンピュータの自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成 13 年経済産業省/環境省/令第 1 号)の改正に伴い、リサイクル法の対象となる家庭系使用済みパーソナルコンピュータは製造等事業者が指定した回収場所において自主回収をするものとし、市は粗大ごみとして収集運搬処理をしない。

ただし、リサイクル法の対象外となる家庭系使用済みパーソナルコンピュータについては粗大ごみとして収集運搬処理する。

【製造等事業者指定回収場所】

パーソナルコンピュータ製造等事業者が指定した回収場所

⑪小型家電リサイクル事業

使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成 24 年法律第 57 号。以下「小型家電リサイクル法」という。)に基づき、市内 12 ヶ所に設置した専用ボックスで使用済み小型家電 28 品目を収集する。収集した使用済み小型家電は認定事業者に売却し、資源化する。

また、小型家電リサイクル法により国の認定を受けたリネットジャパンリサイクル㈱と連携し、使用済み小型家電等の宅配回収を行い、資源化する。

【令和 8 年度計画量】17 t

認定事業者取扱量 14 t

⑫生ごみ処理機等購入補助事業

生ごみの減量及び資源化を促進するため、ダンボールコンポスト・バッグ型コンポストの基材等、電気式生ごみ処理機、非電気式生ごみ処理容器の購入に際して購入費の一部を補助する。また、市が開催する講座等で配布したダンボールコンポストで作った堆肥に限り、自家消費が難しい場合は市が主体となって回収し、公共の場所等で利用する。

【令和８年度補助金】

〇ダンボールコンポスト・バッグ型コンポスト基材等

１個あたり購入価格の３分の２（上限 1,000 円）

〇電気式生ごみ処理機本体

購入価格の２分の１(上限 20,000 円)

〇非電気式生ごみ処理容器

購入価格の２分の１(上限 5,000 円)

【令和８年度計画量】47ｔ(当該年度補助金受給者による生ごみ減量)

⑬学校等生ごみ堆肥化事業

市内公立小中学校等の給食残渣類のリサイクルを目的として、生ごみを分別収集し、岐阜市畜産センター公園内の堆肥化施設「エコプラント椿」で堆肥化処理を行う。

【令和８年度計画量】398ｔ

⑭市庁舎・ぎふメディアコスモス・上下水道事業部本庁舎プラスチック製容器包装分別収集事業

民間へ再商品化を委託する。

【令和８年度計画量】２ｔ

⑮事業系一般廃棄物減量化対策事業

市のごみ処理総量の約 30%を占める事業系一般廃棄物の減量、リサイクルを推進するため、平成 11 年度に定めた指導要綱により、大規模事業所に対し一般廃棄物管理責任者の選任及び一般廃棄物減量計画書の作成を求めるとともに、訪問指導を実施する。さらに、オフィス系と物品小売系の中規模事業所に対しても大規模事業所と同様に訪問指導を実施することにより、事業系一般廃棄物の減量を推進する。

また、市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者が取り扱う一般廃棄物についても資源化できるものの分別を促進し、ごみ焼却処理量の減量化を図る。

【令和８年度計画量】

2,591ｔ(市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者による資源化量)

⑯はがきのリサイクルグリーンボックス事業

岐阜市と郵便局が共同ではがき専用回収ボックスを設置し、使用済みはがきを回収する。回収したはがきは製紙工場において再生する。

⑰事業系剪定枝等(剪定枝及び葉)、刈草の資源化事業

市内で発生する剪定枝等、刈草を、市の許可を受けた一般廃棄物処分業者が堆肥化、チップ化(刈草にあっては堆肥化に限る。)する。

【令和８年度計画量】5,400ｔ

⑱使用済みインクカートリッジ回収事業

インクカートリッジのメーカー等が行う「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」として、市庁舎、柳津資源ステーション、事務所７ヶ所、岐阜市ステーションプラザ、みんなの森　ぎふメディアコスモスに専用回収ボックスを設置し、使用済みインクカートリッジを回収する。回収されたインクカートリッジはメーカーにおいてリサイクルする。

【令和８年度計画量】200kg

⑲民間による活動との連携

地域住民や市民団体のごみ減量・資源化活動、店頭での紙パックやトレイの回収を促進する。

⑳市有不用品売払のメルカリ Shops 活用事業

不用となった市有物品のうち、従来の売払いでは対応できない少額の物品や消耗品を、岐阜市「メルカリ Shops」により売却することでごみの減量やリユースを促進する。

㉑焼却灰資源化事業

東部クリーンセンターの焼却灰の一部を民間へ資源化処理委託する。

【令和８年度計画量】20ｔ

イ）関連施設の概要

①焼却施設及び粗大ごみ処理施設

<table>
<tr><th>施設名</th><th>岐阜市掛洞プラント</th><th colspan="2">岐阜市東部クリーンセンター</th></tr>
<tr><td>所在地</td><td>岐阜市奥字掛洞 375</td><td colspan="2">岐阜市芥見 6 丁目 368</td></tr>
<tr><td>敷地面積</td><td>8,632.00 ㎡(借地)</td><td colspan="2">68,108.00 ㎡</td></tr>
<tr><td rowspan="2">建物
延面積</td><td rowspan="2">6,352.68 ㎡</td><td>ごみ焼却施設</td><td>粗大ごみ処理施設</td></tr>
<tr><td>14,385.24 ㎡
焼却場 14,249.16 ㎡
計量棟 136.08 ㎡</td><td>3,97.82 ㎡</td></tr>
<tr><td>型式</td><td>クボタ・ビークロストル
全連続燃焼式ストーカー炉</td><td>荏原旋回流型
流動床焼却炉</td><td>2 軸せん断型破砕
機及び回転型破砕機</td></tr>
<tr><td>処理能力</td><td>150 t /日(150 t ×1 炉)</td><td>450 t /日(150 t ×3 炉)</td><td>36 t /6h</td></tr>
<tr><td>処理実績</td><td>70 t /日</td><td>271 t /日</td><td>29 t /日</td></tr>
<tr><td>工期</td><td>昭 51.10～昭 54.3</td><td>平 6.9～平 10.3</td><td>平 30.12～令 3.3</td></tr>
<tr><td>余熱利用</td><td>場内の給湯、暖房、電力供給、プラザ掛洞へ給湯、冷暖房用蒸気を送付</td><td>発電による電気の場内供給、売電、場内浴場への給湯</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="3">運転管理に関する主な委託業者</td><td>【運転管理業務】
・業者名及び代表者氏名
クボタ環境エンジニアリング㈱ 中部支店
支店長 塩﨑 由典
・所在地
愛知県名古屋市中村区
名駅 3 丁目 22 番 8 号</td><td>【運転管理業務】
・業者名及び代表者氏名
荏原環境プラント㈱
中部支店
支店長 鯉渕 徹
・所在地
愛知県名古屋市中区
新栄 2 丁目 1 番 9 号</td><td>【運転管理業務】
・業者名及び代表者氏名
メタウォーター㈱
営業本部中日本営業部
部長 粂田 貴史
・所在地
愛知県名古屋市西区
名駅 2 丁目 27 番 8 号</td></tr>
<tr><td colspan="2">【計量等業務】
・業者名及び代表者氏名
(公社)岐阜市シルバー人材センター
理事長 小川 欽市
・所在地
岐阜市鶴田町 3 丁目 7 番地 4</td><td>【解体等業務】
・業者名及び代表者氏名
(公社)岐阜県シルバー人材センター連合会
会長 淺野 壽
・所在地
岐阜市雲井町 3 丁目
12 番地</td></tr>
<tr><td></td><td>【焼却残渣運搬業務】
・業者名及び代表者氏名
松南㈱
代表取締役 宮内 理
・所在地
岐阜市六条南 3 丁目
6 番 9 号</td><td></td></tr>
</table>

②最終処分場

施設名		岐阜市大杉一般廃棄物最終処分場
所在地		岐阜市大字山県岩字大杉奥洞 1045 番地
総面積		75,000 ㎡
埋立地面積		33,000 ㎡
埋立総容量		270,000 ㎥
埋立期間		平成 24 年 1 月～
浸出水 処理施設	処理方式	アルカリ凝集沈殿処理＋砂ろ過処理
	処理能力	180 ㎥/日
	工期	平成 21 年 9 月～平成 23 年 3 月

③廃棄物資源化施設

名称	岐阜市リサイクルセンター
所在地	岐阜市木田 5 丁目 62-2
敷地面積	12,109.77 ㎡
建物延面積	工場棟 5,445.07 ㎡　　倉庫棟 377.64 ㎡
形式	選別設備　磁選機（吊下永磁式） アルミ選別機（永磁回転ドラム式）
	再生設備　鉄圧縮成形機（油圧一方締機） アルミ圧縮成形機（油圧一方締機） ペットボトル圧縮梱包機（圧縮梱包型） プラスチック製容器包装圧縮梱包機（圧縮梱包型）
公称能力	53.6t/日　ビン　16.8t/5h/日 ペットボトル　10.3t/5h/日 カン　6.5t/5h/日 プラスチック製容器包装　20.0t/8h/日
完成年月	令和 4 年 3 月
運転管理に関する主な委託業者	運転管理業務 ・業者名及び代表者氏名　極東開発工業株式会社 代表取締役　布原　達也 ・所在地　大阪府大阪市中央区淡路町二丁目5番11号

④啓発施設

名称	岐阜市芥見リサイクルプラザ	岐阜市余熱利用施設（プラザ掛洞）
所在地	岐阜市芥見6丁目368番地 (岐阜市東部クリーンセンター管理棟1階・2階)	岐阜市奥1丁目104番地
敷地面積	延1,466.28㎡ (1階 749.88㎡、2階 716.40㎡)	1,815㎡
施設内容	1階- 展示ギャラリー、 リサイクル工芸室、 ふれあいサロン、事務室 2階- ものしりコーナー、 研修室(180名)、会議室(16名)	1階- プール、更衣室、浴場、脱衣室 2階- 会議室、事務室、 まんがコーナー
構造	鉄骨造3階建	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造2階建
開設年月日	平成10年4月	平成7年10月
開館時間	9:00～17:00	10:00～21:00
休館日	土曜日・日曜日・祝日 ※1 年末年始(12月29日～1月3日)	毎週月曜日(祝日のときは翌日) ※2 年末年始（12月31日～1月5日）

※1：偶数月の第二日曜日及びその前日の土曜日を除く。

※2：7月21日～8月31日は無休営業のため除く。

⑤自己搬入施設

a）粗大ごみ

名　　称	岐阜市東部 粗大ごみ自己搬入施設	岐阜市南部 粗大ごみ自己搬入施設	岐阜市北西部 粗大ごみ自己搬入施設
所在地	岐阜市芥見6丁目401	岐阜市境川4丁目266-1	岐阜市寺田1丁目3
床面積	499.95㎡	363.52㎡	480.47㎡
敷地面積	7,764㎡	1,877㎡	2,517.03㎡
施設内容	粗大ごみの自己搬入施設		
構造	鉄骨造平屋建		
開設年月	平成18年4月	平成21年4月	平成24年4月
開館時間	9:00～16:00（金曜日は9:00～11:00）		
運営日	原則、平日、毎月第4土曜日、その翌日曜日 ただし、年末年始(12月29日～1月3日)を除く		

b）資源物

名称	岐阜市柳津資源ステーション
所在地	岐阜市柳津町下佐波 1 丁目 5 番地
床面積	433.93 ㎡
敷地面積	991.26 ㎡
施設内容	資源回収コーナー
構造	鉄骨造平屋建
開設年月	平成 16 年 4 月
開館時間	9:00～16:00
運営日	下記以外の毎日 ①年末年始（12 月 31 日～1 月 4 日） ②毎週木曜日（ただし、祝日及び 12 月 28 日～12 月 30 日は除く）

（２）収集・運搬計画

ア）収集、運搬する廃棄物の量

(t)

		ごみ内訳												
		直営/委託収集										許可業者	自己搬入	合計
		普通ごみ	粗大系ごみ	都市美化ごみ	ビン・カン	ペットボトル	プラ容器	小型家電リサイクル	乾電池廃蛍光管	廃食用油	計			
リサイクルセンター					3,217	2,040	4,500				9,757	230		9,987
破砕施設			1,445	36							1,481	1,385	4,205	7,071
焼却場	東部ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ	52,125		214							52,339	27,898	1,437	81,674
	掛洞プラント	8,677		110							8,787	5,152	892	14,831
	合計	60,802		324							61,126	33,050	2,329	96,505
埋立地														
資源化		398	43					17	136	18	612	2,591 ※1	1,291	4,494
その他外部処理												16 ※2		16
合計		61,200	1,488	360	3,217	2,040	4,500	17	136	18	72,976	37,272	7,825	118,073

詳細①	市収集（直営／委託）										
	普通ごみ	粗大系ごみ	都市美化ごみ	ビン・カン	ペットボトル	プラ容器	小型家電リサイクル	乾電池	廃蛍光管	廃食用油	計
計	61,200	1,488	360	3,217	2,040	4,500	17	100	36	18	72,976

詳細①	民間収集（許可）	自己搬入			計	収集量計
		普通ごみ	粗大ごみ	資源ごみ等		
計	37,272	2,329	4,205	1,291	7,825	118,073

詳細②	普通ごみ収集内訳		粗大系ごみ収集内訳		ビン・カン収集内訳	
	普通ごみ	学校生ごみ	粗大ごみ	がれき類	ビン	カン
計	60,802	398	1,445	43	2,126	1,091
	61,200		1,488		3,217	

※1 カン、ビン、ペットボトル、紙類、発泡スチロール、市庁舎・ぎふメディアコスモス・上下水道事業部本庁舎プラスチック製容器包装
※2 実験動物死体

イ）排出方法及び収集、運搬の方法

<table>
<tr><th colspan="3">区分</th><th>排出方法</th><th>排出回数</th><th>排出場所</th><th>収集、運搬方法</th></tr>
<tr><td rowspan="16">生活系ごみ</td><td rowspan="11">家庭系ごみ※1</td><td rowspan="2">普通ごみ</td><td>透明又は半透明袋
※令和８年９月まで</td><td rowspan="2">週２回</td><td rowspan="2">ｽﾃｰｼｮﾝ</td><td rowspan="2">直営・委託</td></tr>
<tr><td>有料指定袋
※令和８年10月から</td></tr>
<tr><td rowspan="2">粗大ごみ、がれき類</td><td>処理券貼付又は
処理袋(有料)
※令和８年９月まで</td><td rowspan="2">随時(申込)</td><td rowspan="2">自己搬入
戸別</td><td rowspan="2">直営・委託</td></tr>
<tr><td>有料指定袋又は
シール式ごみ処理券
※令和８年10月から</td></tr>
<tr><td>ﾋﾞﾝ、ｶﾝ、ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ</td><td>透明又は半透明袋</td><td>週１回</td><td>ｽﾃｰｼｮﾝ</td><td>委託</td></tr>
<tr><td>ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製容器包装</td><td>透明又は半透明袋</td><td>週１回</td><td>ｽﾃｰｼｮﾝ</td><td>直営・委託</td></tr>
<tr><td>剪定枝等(剪定枝及び葉)
※令和８年10月から</td><td>透明又は半透明袋
又は紐で束ねる</td><td>随時（申込）</td><td>自己搬入</td><td>直営</td></tr>
<tr><td rowspan="3">小型家電</td><td rowspan="3">－</td><td>随時</td><td>常設ｽﾃｰｼｮﾝ</td><td rowspan="2">委託</td></tr>
<tr><td>月１回</td><td>巡回ｽﾃｰｼｮﾝ</td></tr>
<tr><td>随時</td><td>戸別</td><td>環境省認定
事業者</td></tr>
<tr><td>乾電池</td><td rowspan="2">－</td><td rowspan="2">随時</td><td rowspan="2">常設ｽﾃｰｼｮﾝ</td><td rowspan="2">委託</td></tr>
<tr><td>廃蛍光管</td></tr>
<tr><td>廃食用油</td><td>ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ等の容器</td><td>月１回</td><td>巡回ｽﾃｰｼｮﾝ</td><td>委託</td></tr>
<tr><td rowspan="5">都市美化ごみ</td><td>普通ごみ
※令和８年９月まで</td><td>－</td><td>随時(申込)</td><td>不定</td><td>直営</td></tr>
<tr><td>普通ごみ（少量の場合）
※令和８年10月から</td><td>ボランティア指定袋</td><td>週２回</td><td>ｽﾃｰｼｮﾝ</td><td>直営・委託</td></tr>
<tr><td>普通ごみ（多量の場合）
※令和８年10月から</td><td>ボランティア指定袋
又は透明／半透明袋</td><td>随時(申込)</td><td>不定</td><td>直営</td></tr>
<tr><td>粗大ごみ
ﾋﾞﾝ、ｶﾝ、ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ
その他</td><td>－</td><td>随時(申込)</td><td>不定</td><td>直営</td></tr>
<tr><td rowspan="8">事業系ごみ</td><td rowspan="8">一般ごみ※2</td><td>普通ごみ</td><td>有料指定袋
※令和８年10月から</td><td colspan="3" rowspan="7">許可業者との契約による</td><td rowspan="7">許可業者</td></tr>
<tr><td>粗大ごみ
ﾋﾞﾝ、ｶﾝ、ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ
発泡スチロール
剪定枝等、刈草
その他(紙類、金属類等)</td><td colspan="2">許可業者との契約による</td></tr>
<tr><td>学校等(公立)生ごみ</td><td>－</td><td>２週５回</td><td>戸別</td><td>委託</td></tr>
<tr><td>市庁舎・ぎふメディアコスモス・上下水道事業部本庁舎
プラスチック製容器包装</td><td colspan="3">許可業者との契約による</td><td>許可業者</td></tr>
</table>

生活系 事業系	自己搬入ごみ	P.20 参照	随時	－	排出者

区分		排出方法	排出回数	排出場所	収集、運搬方法
資源分別回収	紙類、古着、 カン・フライパン類	－	自治会等 団体が実施	団体が定めたステーション 公民館他	市(借上げ)
	自己搬入 (柳津資源ステーション)	－	随時(P.11⑤－b 運営日のとおり)	常設ｽﾃｰｼｮﾝ	民間業者 (売却)
道路上の飼主不明犬猫等動物死体		－	毎日	－	委託
火災により発生した焼却残渣等		－	随時	－	許可

※1　大掃除、引越し等により臨時、多量に出るごみは、収集運搬許可業者との個別契約を原則とする。

※2 地域活動によって排出するごみのうち、処理手数料を減免した場合は、都市美化ごみに準ずる。

①普通ごみ

市内に約 27,000 ヶ所ある自治会等が指定する集積場所へ、無色透明又は乳白色で中身が見える半透明の袋(同様のレジ袋可)で排出するステーション方式を原則として、週 2 回、曜日を指定し、直営又は委託により収集し、焼却施設(岐阜市東部クリーンセンター、岐阜市掛洞プラント)へ搬入する。

また、一般家庭から排出される一般廃棄物と併せて週標準量 50 kgを超えないもので、かつ、収集回数が週 2 回を超えない事業系普通ごみは、家庭系収集に準ずることができるものとする。

ただし、令和 8 年 10 月からは、ごみ処理有料化制度を導入し、有料指定袋で排出するものとする。

また、1 回あたり有料指定袋 3 袋を超えないもので、かつ、収集回数が週 2 回を超えない事業系普通ごみは、家庭系収集に準ずることができるものとする。

なお、ごみ処理手数料については、岐阜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和 47 年条例第 12 号。以下「条例」という。)第 6 条の規定により下表のとおり徴収する。

区分	家庭系普通ごみ			事業系普通ごみ
単位	15ℓ相当の指定袋 1 枚につき	30ℓ相当の指定袋 1 枚につき	45ℓ相当の指定袋 1 枚につき	45ℓ相当の指定袋 1 枚につき
金額	16 円	33 円	50 円	50 円

【令和 8 年度計画量】

60,802 t

2,329 t （自己搬入（事業系見なし)分）

・直営

事務所名	所在地	収集区域
木田環境事務所	岐阜市木田 5丁目54-1	黒野・鷺山・島・城西・早田・長良西・則武・本荘
老洞環境事務所	岐阜市芥見 6丁目394	岩野田・加納・加納西・金華・長森北・長森西・長森南・長良・長良東・梅林・三輪北・三輪南・木之本・本郷・長良西・厚見

・委託業者

業者名及び 代表者氏名	所在地	収集区域
㈱出倉商店 代表取締役 堀　義明	岐阜市日置江 2丁目63番地	茜部・厚見・鏡島・木之本・徹明・長森南・日野
岐環協トバナ産業合理化事業特別企業体 代表者　玉川　福和	岐阜市六条大溝 4丁目13番6号	芥見・芥見東・市橋・鶉・鏡島・徹明・日置江・本荘・三里・長森南・長森東・日野・島・黒野・長良西・常磐・長森北・岩
中日本クリーナー㈱ 代表取締役 井伊　典央	岐阜市大菅北 4番20号	茜部・市橋・鏡島・華陽・木之本・白山・三里・長森南・日野・梅林
中島清掃㈱ 代表取締役 中嶋　昭司	岐阜市粟野西 7丁目179番地	厚見・鶉・鏡島・加納西・白山・華陽・岩野田北・藍川・梅林
中部浄化工業㈱ 代表取締役 山口　益良	岐阜市北野西 236番地	藍川・芥見・岩野田・加納東・加納西・徹明・長森南・長森東
㈱カワイ工業 代表取締役 川合　雅和	岐阜市西改田村前 84番地	芥見・芥見東・市橋・岩野田北・木之本・明徳・京町・藍川・芥見南・徹明・梅林
岐環協中衛工業合理化事業特別企業体 代表者　玉川　福和	岐阜市六条大溝 4丁目13番6号	網代・厚見・市橋・岩野田・方県・加納・加納西・華陽・木田・京町・合渡・西郷・鷺山・徹明・常磐・七郷・三里・明徳・芥見・芥見東・長森北・長森東・岩
㈱高島衛生 代表取締役 高島　大助	岐阜市柳津町丸野 4丁目80番地	柳津
㈱トーヨーコーポレーション 代表取締役 花房　恵	岐阜市真砂町 1丁目20番地1	黒野・島・常磐・長良西・本荘・本郷・木之本

※収集区域の重複あり

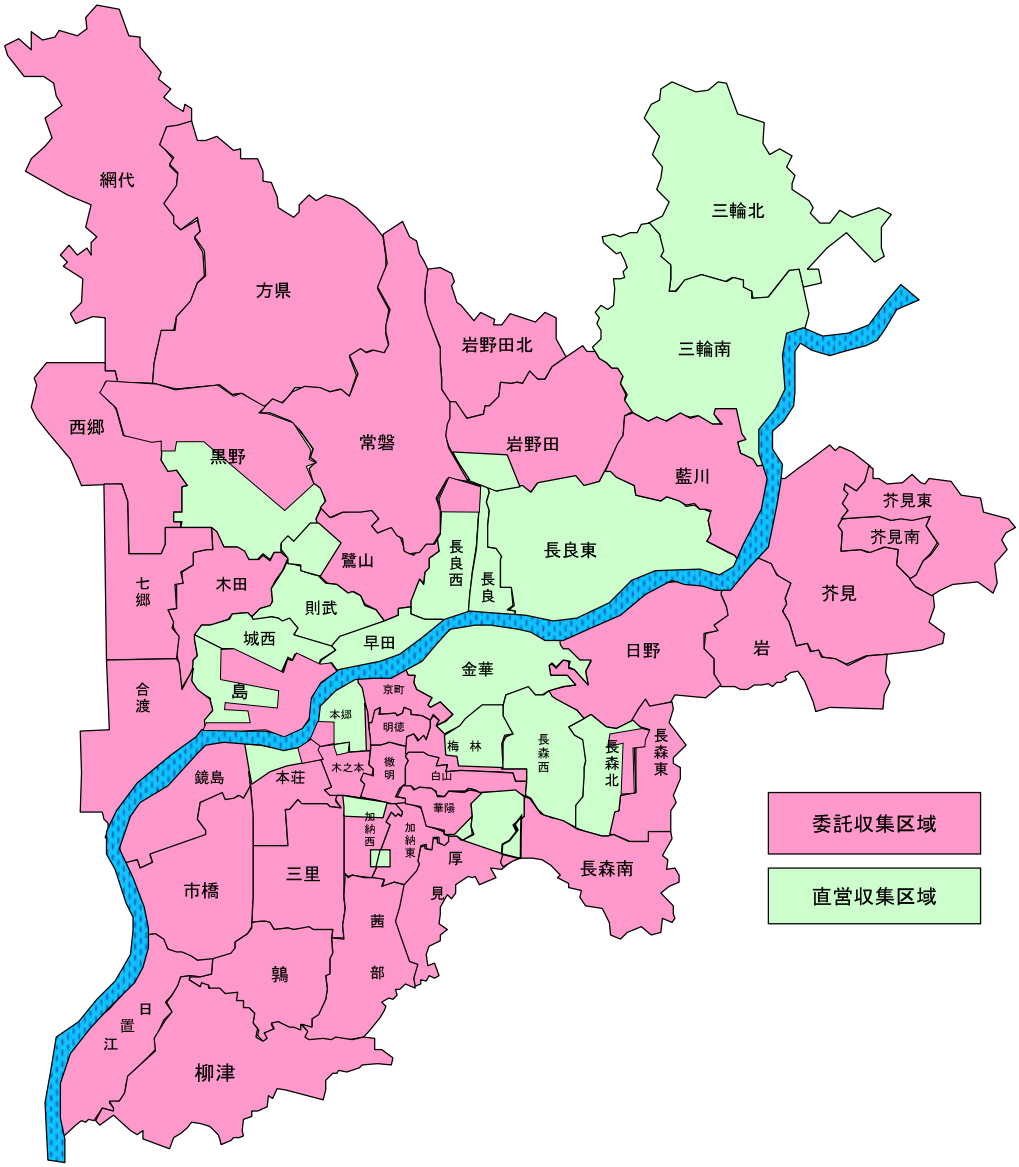

②粗大ごみ

事前に電話申請にて、1 回につき 20 品目までを受け付け、委託業者により戸別収集し、破砕施設(岐阜市東部クリーンセンター)へ搬入する。

条例第 6 条及び岐阜市廃棄物の処理及び清掃に関する規則(昭和 52 年規則第 26 号。以下「規則」という。)第 5 条の 3 の規定により、品目別の有料処理としているため、排出者は事前準備として規定の粗大ごみ処理券の貼付又は処理袋への梱包を要する。

なお、令和 8 年 10 月からは、条例第 6 条の規定により、有料指定袋又はシール式ごみ処理券を使用するものとする。

【粗大ごみ受付センター】

電話番号：243-0530

受付日時：月曜日から金曜日(祝日、年末年始を除く。) 8時30分～17時

【令和 8 年度計画量】1,445 t （自己搬入分は除く）

・委託業者

業者名及び代表者氏名	所在地
岐阜県清掃事業協同組合 代表理事　林　和幸	岐阜市須賀4丁目16番25号

③がれき類

粗大ごみと同じ手続きで1回につき200㎏（1個あたりは80㎏）までを受け付け、直営により戸別収集し、老洞環境事務所へ搬入する。

条例第6条及び規則第5条の3の規定により10㎏あたり210円を徴収する。

【令和8年度計画量】43ｔ

④家電リサイクル法対象品目

粗大ごみの扱いで収集し、指定引取場所へ運搬する。

【令和8年度計画量】113ｔ

⑤ビン、カン、ペットボトル

市内に約27,000ヶ所ある自治会等が指定する集積場所へ、無色透明又は乳白色で中身が見える半透明の袋（同様のレジ袋可）で排出するステーション方式を原則として、週1回、曜日を指定し、委託により収集し、選別処理施設（岐阜市リサイクルセンター）へ搬入する。

【令和8年度計画量】

ビン　：2,126ｔ

カン　：1,091ｔ

ペットボトル　：2,040ｔ

・委託業者

業者名及び代表者氏名	所在地
岐阜再生資源事業協同組合 理事長　小澤　晃	岐阜市早田栄町5丁目16番地

⑥小型家電リサイクル事業

市内12ヶ所に設置した回収ボックスに投入されたものを、委託により収集し、老洞環境事務所に搬入する。

また、環境省認定事業者リネットジャパンリサイクル㈱が、市民の自宅から宅配便により回収する。

【令和8年度計画量】17ｔ

認定事業者取扱量14ｔ

⑦廃蛍光管、乾電池

市内54ヶ所に設置してある集積場所の常設ボックスに随時排出する方式とし、概ね週1回委託により収集し、木田環境事務所へ搬入する。

【令和8年度計画量】

廃蛍光管： 36ｔ

乾電池　：100ｔ

⑧廃食用油

地域ごとの集積場所へ、ペットボトル等の容器で排出し、毎月1回委託により収集し、木田環境事務所へ搬入する。

【令和8年度計画量】

廃食用油：18ｔ

・委託業者

業者名及び代表者氏名	所在地
㈱トーヨーコーポレーション 代表取締役　花房　恵	岐阜市真砂町1丁目20番地1

⑨プラスチック製容器包装

市内に約27,000ヶ所ある自治会等が指定する集積場所へ、無色透明又は乳白色で中身が見える半透明の袋(同様のレジ袋可)で排出するステーション方式を原則として、週1回、曜日を指定し、直営又は委託により収集し、選別処理施設(岐阜市リサイクルセンター)へ搬入する。

【令和8年度計画量】4,500ｔ

・直営

事務所名	所在地	収集区域
木田環境事務所	岐阜市木田5丁目54-1	鷺山・島・城西・長良西
老洞環境事務所	岐阜市芥見6丁目394	三輪北・三輪南

・委託業者

業者名及び 代表者氏名	所在地	収集区域
㈱出倉商店 代表取締役 堀　義明	岐阜市日置江2丁目63番地	茜部・厚見・木之本・徹明・日置江・市橋・加納東・加納西・本荘・長良・長良東
岐環協トバナ産業合理化事業特別企業体 代表者　玉川　福和	岐阜市六条大溝4丁目13番6号	鶉・鏡島・本荘・長森南・日野・黒野・木之本・則武・早田・城西・岩・長良東
中日本クリーナー㈱ 代表取締役 井伊　典央	岐阜市大菅北4番20号	鏡島・華陽・白山・三里・長森東・長森南・徹明・長良・長良東
中島清掃㈱ 代表取締役 中嶋　昭司	岐阜市粟野西7丁目179番地	厚見・加納西・白山・華陽・岩野田北・黒野・長森南・加納東・長森西
中部浄化工業㈱ 代表取締役 山口　益良	岐阜市北野西236番地	藍川・芥見・加納東・長森南・長森東・長森北・厚見・梅林・白山
㈱カワイ工業 代表取締役 川合　雅和	岐阜市西改田村前84番地	芥見・芥見東・市橋・木之本・藍川・鷺山・黒野・則武・芥見南・鏡島・本荘・長森北・長森西
岐環協中衛工業合理化事業特別企業体 代表者　玉川　福和	岐阜市六条大溝4丁目13番6号	網代・厚見・岩野田・方県・加納東・加納西・華陽・木田・京町・合渡・西郷・鷺山・徹明・常磐・七郷・三里・明徳・金華・長森北・長森西・茜部・岩野田北・鏡島・本荘・木之本・芥見・芥見東・藍川・本郷・梅林・長良・長良東
㈱高島衛生 代表取締役 高島　大助	岐阜市柳津町丸野4丁目80番地	柳津
㈱トーヨーコーポレーション 代表取締役 花房　恵	岐阜市真砂町1丁目20番地1	島・城西・合渡

※収集区域の重複あり

⑩家庭系剪定枝等

令和８年10月から、家庭から排出される剪定枝（直径20cm×長さ1.5m以内）及び枝についた葉を、紐で束ねるか袋に入れて、粗大ごみ自己搬入施設へ自己搬入する。

【令和８年度計画量】

剪定枝等：1,250ｔ（令和８年10月～令和９年３月）

⑪都市美化ごみ

各種団体等が、ボランティア活動で行う都市美化清掃のごみや公共用地等に不法投棄されたごみを、直営により収集し、所定の処理施設へ搬入する。

なお、不法投棄されたごみについては、状況によって警察と協議し指示に従い対応する。

ただし、令和８年10月からは、普通ごみの有料指定袋での排出に伴い、少量（10袋程度未満）の場合は、自治会等が指定する集積場所へ、ボランティア指定袋で排出するステーション方式を原則とする。

また、多量（10袋程度以上）の場合は、ボランティア指定袋又は無色透明又は乳白色で中身が見える半透明の袋で排出し、市が直営により収集する。

【令和８年度計画量】360ｔ

⑫事業系ごみ

事業活動に伴って生じた一般廃棄物は、原則として事業者が自ら処理(運搬及び処分)し、事業者が自ら処理できない場合は、市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者に委託する。

また、一般廃棄物収集運搬業者が標準的なごみ質の普通ごみを収集運搬する場合の料金は指導価格として12円／kg(税別)を原則とする。

ただし、令和８年10月からは、普通ごみは有料指定袋で排出するものとする。

なお、ごみ処理手数料については、条例第６条の規定により45ℓ相当の指定袋１枚につき50円を徴収する。

【令和８年度計画量】37,272ｔ(許可業者収集分)

⑬学校等生ごみ

公立小中学校、保育所等の生ごみは、生分解性袋を使用して戸別の指定場所へ排出し、概ね２週間に５日の日程で、委託により収集し、岐阜市畜産センター公園内の堆肥化施設(エコプラント椿)へ搬入する。

【令和８年度計画量】

生ごみ：398ｔ

・委託業者

業者名及び代表者氏名	所在地
中衛工業㈱　岐阜支店 取締役支店長　関谷　健一	岐阜市六条南3丁目6番9号
㈱トーヨーコーポレーション 代表取締役　花房　恵	岐阜市真砂町1丁目20番地1

⑭自己搬入ごみ

一般家庭の大掃除、引越し等で臨時、多量に排出される普通ごみ、粗大ごみ、事業所から排出される普通ごみ、粗大ごみは、排出者が焼却施設及び粗大ごみ自己搬入施設へ自己搬入して処理する。

普通ごみを自己搬入する場合は、排出者が環境事業課又は焼却施設窓口にあらかじめ一般廃棄物搬入申請書を提出し、一般廃棄物搬入許可証の交付を受けた後、焼却施設へ自己搬入することを原則とする。ただし、状況に応じてオンラインもしくは、電話による申込みでも搬入を受け付ける。

粗大ごみを自己搬入する場合は、排出者が「粗大ごみオンライン受付システム」で申し込み、又は「粗大ごみ受付センター」に電話申し込みを行い、岐阜市東部自己搬入施設、岐阜市南部自己搬入施設又は岐阜市北西部自己搬入施設へ搬入する。

ただし、排出者が各施設へ自己搬入することができない場合、市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者に処理を依頼することができる。

紙類、古着は、家庭系を対象に柳津資源ステーションへ搬入することができる（Ⅱ-1-（１）-イ-⑥参照）。

【令和８年度計画量】

普通ごみ：2,329ｔ

粗大ごみ：4,205ｔ

⑮道路上の飼い主不明犬猫等動物死体

市民からの通報に基づき、毎日委託により収集し、市斎苑に搬入する。

【令和８年度計画量】2,207 体

・委託業者

業者名及び代表者氏名	所在地
㈲岐阜資源開発 代表取締役　中嶋　岦	岐阜市太郎丸向良145番地の1

⑯火災により発生した焼却残渣等

火災により発生した焼却残渣等については、「火災に伴い発生する廃棄物の適切な処理の確保について」（岐阜県環境生活部廃棄物対策課長より平成 24 年８月 31 日付け廃対第 289 号）により、一般廃棄物とし、市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者が収集することを原則とする。

【令和８年度計画量】237ｔ

⑰産業廃棄物の併せ処理

廃棄物処理法第 11 条第 2 項、条例第 7 条の規定により市が一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物は、業種限定で紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣及び動物系固形不要物とする。

なお、処理費用については、条例第 8 条及び規則第 7 条の規定により 11 円／kg を徴収する。

【令和 8 年度計画量】344 t

⑱処理困難物

量や材質、大きさ等の理由によって市の処理業務に支障をきたすおそれがある廃棄物(処理困難物)については、排出者自らが適正な処理ルート(メーカー、取扱販売店、専門の処理業者等)で処理する。本市は処理ルートの確保に努めるとともに、処理方法の周知を行う。

⑲リチウムイオン電池

「市町村におけるリチウム蓄電池等の適正処理に関する方針と対策について(通知)」(令和 7 年 4 月 15 日付け環循適発第 2504151 号)により、全国的にリチウムイオン電池に起因した火災事故が多発しているため、市町村において一般家庭から排出されるリチウムイオン電池及びリチウムイオン電池使用製品の安全な処理体制を構築していく必要があるとして、その適正処理に関する基本的な考え方が示された。

これに基づき本市では、危険物・廃食用油収集及び小型家電リサイクルボックス、粗大ごみ自己搬入施設への持ち込みを原則とした収集を行う。収集した電池は民間業者へ引き渡し、適正な処理を行う。

ウ）収集管理基地等の概要

①直営

施設名	老洞環境事務所	木田環境事務所	南部環境事務所 (柳津地域事務所内)
所在地	岐阜市芥見６丁目 394	岐阜市木田５丁目 54-1	岐阜市柳津町宮東１丁目１
敷地面積	7,271.00 ㎡	9,266.49 ㎡	7,953.01 ㎡
建物延面積	1,468.07 ㎡	3,017.11 ㎡	1,802.99 ㎡
業務	【概ね市内東部地域を所轄する業務】 普通ごみ収集、ビン、ペットボトル、カン、プラスチック製容器包装収集、ルールの指導啓発、不法投棄防止対策 【概ね市内全域を所轄する業務】 粗大ごみ、がれき類収集、都市美化ごみ収集	【概ね市内西部地域を所轄する業務】 普通ごみ収集、ビン、ペットボトル、カン、プラスチック製容器包装収集、ルールの指導啓発、不法投棄防止対策、都市美化ごみ収集 【概ね市内全域を所轄する業務】 乾電池、廃蛍光管、危険物・廃食用油収集、不用品回収業者対策	【概ね市内南部地域を所轄する業務】 普通ごみ収集、ビン、ペットボトル、カン、プラスチック製容器包装収集、ルールの指導啓発、不法投棄防止対策、都市美化ごみ収集

②市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者（廃棄物処理法第７条に規定する業者）

許可番号	業者名及び代表者氏名	所在地	許可条件
1	中日本クリーナー㈱ 代表取締役　井伊　典央	岐阜市大菅北 4番20号	区域限定 網代・市橋（一部を除く）・鏡島・加納東（一部を除く）・加納西・木田・木之本・京町・金華・黒野・合渡・西郷・鷺山（一部を除く）・島・早田・城西・七郷・則武・本郷・本荘・明徳の一部・徹明の一部
2	中部浄化工業㈱ 代表取締役　山口　益良	岐阜市北野西 236番地	区域限定 藍川・芥見・芥見東・芥見南・華陽・長森南・長良・長良東・白山・三輪北・三輪南・徹明の一部
3	㈱出倉商店 代表取締役　堀　義明	岐阜市日置江 2丁目63番地	区域限定 茜部・厚見・市橋の一部・岩・鶉・日置江・三里・加納東の一部・徹明の一部
4	中島清掃㈱ 代表取締役　中嶋　昭司	岐阜市粟野西 7丁目179番地	区域限定 岩野田・岩野田北・方県・常磐・長森北・長森東・長森西・長良西・梅林・日野・明徳の一部・徹明の一部・鷺山の一部
6	㈱美濃ラボ 代表取締役社長　岩田　美子	海津市平田町今尾 1195番地の1	品目限定 実験動物死体及び糞、マット（前項取扱廃棄物の中には、感染性廃棄物を含む）
10	㈱高島衛生 代表取締役　高島　大助	岐阜市柳津町丸野 4丁目80番地	区域限定 柳津

（３）中間処理計画

ア）処理体制の概要

①委託業者

委託等内容	業者名及び代表者氏名	所在地
ガラス類残渣再生処理	岐阜県清掃事業協同組合 代表理事　林　和幸	岐阜市須賀4丁目16番25号
廃蛍光管、 乾電池処理	野村興産㈱関西営業所 所長　芝田　健	大阪府大阪市中央区高麗橋 2丁目1番2号
廃蛍光管、 乾電池運搬	日本通運㈱　岐阜支店 支店長　伊藤　伸司	岐阜市今嶺4丁目10番5号
	日本貨物鉄道㈱ 東海支社長　斎藤　哲也	愛知県名古屋市中区錦3丁目 1番1号 十六銀行名古屋ビル10階

②市の許可を受けた一般廃棄物処分業者（廃棄物処理法第７条に規定する業者）

許可番号	業者名及び代表者氏名	所在地及び施設所在地	許可条件
11	㈱高島衛生 代表取締役　高島　大助	岐阜市柳津町丸野 4 丁目 80 番地	柳津区域等で排出される発泡スチロール
12	則松工業㈲ 代表取締役　村山　哲郎	岐阜市則松 1490 番地の 1 岐阜市則松 2 丁目 245 番 2	資源化を目的とする剪定枝等 資源化（堆肥化）を目的とする刈草
13	㈲クリーン東海 代表取締役　滝村　正敬	岐阜市六条大溝 3 丁目 12 番 1 岐阜市大倉町 5 番地	資源化を目的とする剪定枝等
14	岐阜代用燃料㈱ 代表取締役　石田　謙治	岐阜市大字茶屋新田字東堤外 7 番地の 1	資源化を目的とする剪定枝等
15	㈲エコヤードギフ 代表取締役　西本　正敏	岐阜市雛倉 2 丁目 1 番地 岐阜市大字雛倉字丸山 877 番 2	資源化を目的とする剪定枝等
16	玉田建設㈱ 代表取締役　玉田　稲子	岐阜市大洞 1 丁目 16 番 11 号 岐阜市大洞 4 丁目 142 番地	資源化（堆肥化）を目的とする刈草

17	中部浄化工業㈱ 代表取締役　山口　益良	岐阜市北野西 236 番地 岐阜市三輪勢引 482 番 3	岐阜地域等で排出される 発泡スチロール
18	中島清掃㈱ 代表取締役　中嶋　昭司	岐阜市粟野西 7 丁目 179 番地 岐阜市太郎丸向良 145 番地の 1	岐阜地域等で排出される 発泡スチロール
19	中日本クリーナー㈱ 代表取締役　井伊　典央	岐阜市大菅北 4 番 20 号 岐阜市江崎南 4 番 28 号	岐阜地域等で排出される 発泡スチロール
20	㈱出倉商店 代表取締役　堀　義明	岐阜市日置江 2 丁目 63 番地	岐阜地域等で排出される 発泡スチロール
21	㈲ブルーボックス 代表取締役　荒井　美津子	岐阜市本郷町 7 丁目 5 番地 岐阜市秋沢 2 丁目 147 番 1	資源化を目的とする剪定枝等

イ） 搬入される廃棄物の搬入者別の内訳量

(t)

		ごみ内訳												
		直営/委託収集										許可業者	自己搬入	合計
		普通ごみ	粗大系ごみ	都市美化ごみ	ビン・カン	ペットボトル	プラ容器	小型家電リサイクル	乾電池廃蛍光管	廃食用油	計			
リサイクルセンター					3,217	2,040	4,500				9,757	230		9,987
破砕施設			1,445	36							1,481	1,385	4,205	7,071
焼却場	東部クリーンセンター	52,125		214							52,339	27,898	1,437	81,674
	掛洞プラント	8,677		110							8,787	5,152	892	14,831
	合計	60,802		324							61,126	33,050	2,329	96,505
埋立地														
資源化		398	43					17	136	18	612	2,591 ※1	1,291	4,494
その他外部処理												16 ※2		16
合計		61,200	1,488	360	3,217	2,040	4,500	17	136	18	72,976	37,272	7,825	118,073

※1 カン、ビン、ペットボトル、紙類、発泡スチロール、市庁舎・ぎふメディアコスモス・上下水道事業部本庁舎プラスチック製容器包装
※2 実験動物死体

ウ） 残渣の量及び処分方法

焼却残渣：12,430t（埋立処理：11,923t、資源化：507t）

（４）最終処分計画

【令和８年度計画量】11,407ｔ

（令和８年１月末残存容量(岐阜市大杉一般廃棄物最終処分場）：116,363 ㎥）

①埋立区域　：全域

②埋立対象物：岐阜市東部クリーンセンター及び岐阜市掛洞プラントから排出される焼却残渣

③埋立方法　：セル方式及びサンドイッチ方式

（５）住民に対する広報、啓発活動

令和８年度に実施する広報、啓発活動の内容は、下記のとおりである。

①環境推進員を通じての啓発活動(各地区3～4名：計181名)

②小学４年生用社会科副読本「ごみとわたしたち」の配信

③「ごみ1/3減量大作戦子どもポスターコンクール」の作品募集

④ごみ処理施設見学の受入れ

⑤ごみ処理、資源化施設見学バスの運行(シビック・アクション号)

⑥インターネット、ホームページに掲載

⑦「ごみ出しのルール」の作成、配布

⑧違反ごみに対するイエローカード貼付

⑨環境事務所内の指導係、不法投棄防止係の設置

⑩リサイクル出前講座

⑪ダンボールコンポスト講座

⑫ダンボールコンポストの啓発動画

⑬ごみ1/3減量活動支援事業

⑭「広報ぎふ」へのごみ減量、資源化啓発記事の特集欄の掲載

⑮広報、啓発事項の車両掲示

⑯プラスチック製容器包装分別の啓発動画

⑰リチウムイオン電池等分別収集啓発

⑱雑がみ回収の啓発動画

⑲岐阜市ごみ分別アプリ「さんあ～る」の運用

⑳岐阜市「メルカリ Shops」の運用

㉑粗大ごみの再使用品の展示及び譲渡会（抽選）

㉒ごみ処理有料化周知チラシ（お試しごみ袋付き）の配付

㉓アサヒ飲料株式会社とのペットボトル水平リサイクル協定に基づく啓発活動

（６）ごみの広域処理に係る処理計画

委託者	処分又は再生の場所の所在地	受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	種類	数量（t/年）	処分又は再生の方法	処分又は再生を開始する年月日	その他 ※1	
岐阜市	安八郡輪之内町中郷新田 1354 番 株式会社岐阜リサイクルセンター	岐阜市須賀 4 丁目 16 番 25 号 岐阜県清掃事業協同組合 代表理事 林 和幸	プラスチック製容器包装（ペットボトルを除く。）	2	選別、再資源化	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで	収集運搬（荷卸）について	・岐阜市の一般廃棄物収集運搬業許可業者が行う。 ・収集運搬～搬入
							許可業者	岐阜市大菅北 4 番 20 号 中日本クリーナー株式会社　代表取締役 井伊 典央
						令和 8 年 10 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで		岐阜市北野西 236 番地 中部浄化工業株式会社　代表取締役　山口　益良
	大垣市荒尾町 674 番地 岐阜県清掃事業協同組合 丸硝株式会社	岐阜市須賀 4 丁目 16 番 25 号 岐阜県清掃事業協同組合 代表理事 林 和幸	ガラス類残渣	625	岐阜市リサイクルセンターで手選別後のガラス類残渣の選別、再資源化	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで	収集運搬（荷卸）について	・岐阜市のガラス類残渣再生業務委託契約業者が行う。 ・岐阜市リサイクルセンター～収集運搬～搬入
							委託業者	岐阜市須賀 4 丁目 16 番 25 号 岐阜県清掃事業協同組合　代表理事 林 和幸
			ビン	290	選別、再資源化	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで	収集運搬（荷卸）について	・岐阜市の一般廃棄物収集運搬業許可業者が行う。 ・収集運搬～搬入
							許可業者	岐阜市大菅北 4 番 20 号 中日本クリーナー株式会社　代表取締役 井伊 典央
								岐阜市北野西 236 番地 中部浄化工業株式会社　代表取締役 山口 益良
								岐阜市日置江 2 丁目 63 番地 株式会社出倉商店　代表取締役 堀 義明
								岐阜市粟野西 7 丁目 179 番地 中島清掃株式会社　代表取締役 中嶋 昭司
								岐阜市柳津町丸野 4 丁目 80 番地 株式会社高島衛生　代表取締役 高島 大助
	海津市平田町今尾 1195 番地の 1 株式会社美濃ラボ	海津市平田町今尾 1195 番地の 1 株式会社美濃ラボ 代表取締役社長 岩田 美子	実験動物死体及び糞、マット（感染性廃棄物を含む）	7	凍結状態で一時保管後、焼却及び破砕（焼却残渣）	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで	収集運搬（荷卸）について	・岐阜市の一般廃棄物収集運搬業許可業者が行う。 ・搬出元～収集運搬～搬入、一時（冷凍）保管の過程において、専用収納容器を使用した密閉状態で取り扱う。
							許可業者	海津市平田町今尾 1195 番地の 1 株式会社美濃ラボ　代表取締役社長 岩田 美子
	三重県伊賀市与野字鉢屋 4713 三重中央開発株式会社	三重県伊賀市与野字鉢屋 4713 三重中央開発株式会社 代表取締役 平井 俊文	石綿含有スレート及びボウリングの球	50	埋立処理	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで	収集運搬について	・処理業者が行う
							委託業者	三重県伊賀市与野字鉢屋 4713 三重中央開発株式会社　代表取締役 平井 俊文
北方町	岐阜市下鵜飼 1607 番地の 1 三新硝子株式会社	岐阜市下鵜飼 1607 番地の 1 三新硝子株式会社 代表取締役 小澤 晃	ガラスビン	100	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく再商品化業務と同様の処理	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで	収集運搬（荷卸）について	・資源ごみ収集運搬業務委託者が行う。
							委託業者	岐阜市下鵜飼 1607 番地の 1 三新硝子株式会社　代表取締役 小澤 晃

※１：搬入にかかる詳細及び必要な事項は別途協議するものとし、搬入開始にあたっては廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 4 条の規定により、別途通知する。

２　生活排水処理実施計画

（１）生活排水処理計画

ア）合併処理浄化槽で処理を推進する区域

・合併浄化槽補助対象地域

補助対象	校区
全域	方県、網代
一部地域	長良東、鷺山、常磐、長森南、長森西、長森東、木田、黒野、西郷、七郷、合渡、岩野田、岩野田北、茜部、岩、日置江、芥見、藍川、芥見東、芥見南、三輪南、三輪北、柳津
補助対象外	金華、京町、明徳、徹明、梅林、白山、華陽、本郷、木之本、本荘、日野、長良、長良西、島、早田、城西、三里、加納、加納西、則武、長森北、厚見、鶉、市橋、鏡島

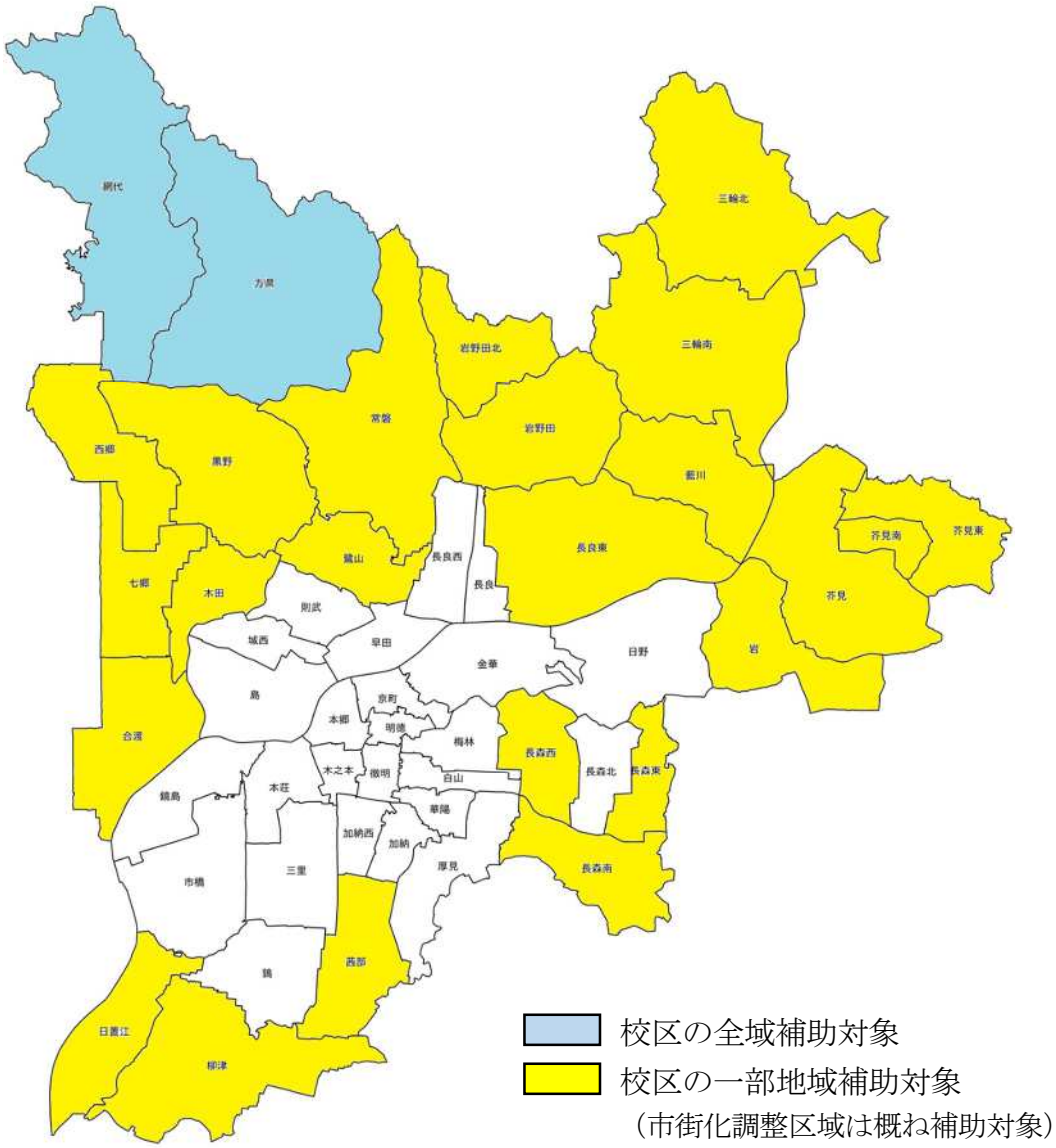

イ）下水道で処理する区域及び人口等

区分	令和６年度末
行政区域内人口	397,670 人 （令和７年４月１日）
行政区域面積	20,360 ha
処理区域内人口	374,810 人
下水道処理面積	8,030 ha
下水道普及率	94.3 %

R7.3.31 現在

■岐阜市下水道処理区域図

（２）し尿・浄化槽汚泥の処理計画

ア）収集・運搬計画

①収集区域の範囲

ａ）し尿処理収集区域

収集区分	業者名及び代表者氏名	所在地	収集区域
直営	－	岐阜市木田5丁目54－1	木田、黒野、方県、西郷、七郷、合渡、網代
委託	岐阜クリーン㈱ 代表取締役 関谷　俊征	岐阜市六条南3丁目6－9	金華、京町、明徳、徹明、梅林、白山、華陽、本郷、木之本、本荘、日野、長良、長良西、長良東、島、早田、城西、三里、鷺山、加納、加納西、則武、常磐、長森南、長森西、長森北、長森東、岩野田、岩野田北、茜部、鶉、市橋、岩、鏡島、厚見、日置江、芥見、藍川、芥見東、芥見南、三輪南、三輪北
	松南㈱ 代表取締役 宮内　理	岐阜市六条南3丁目6－9	柳津

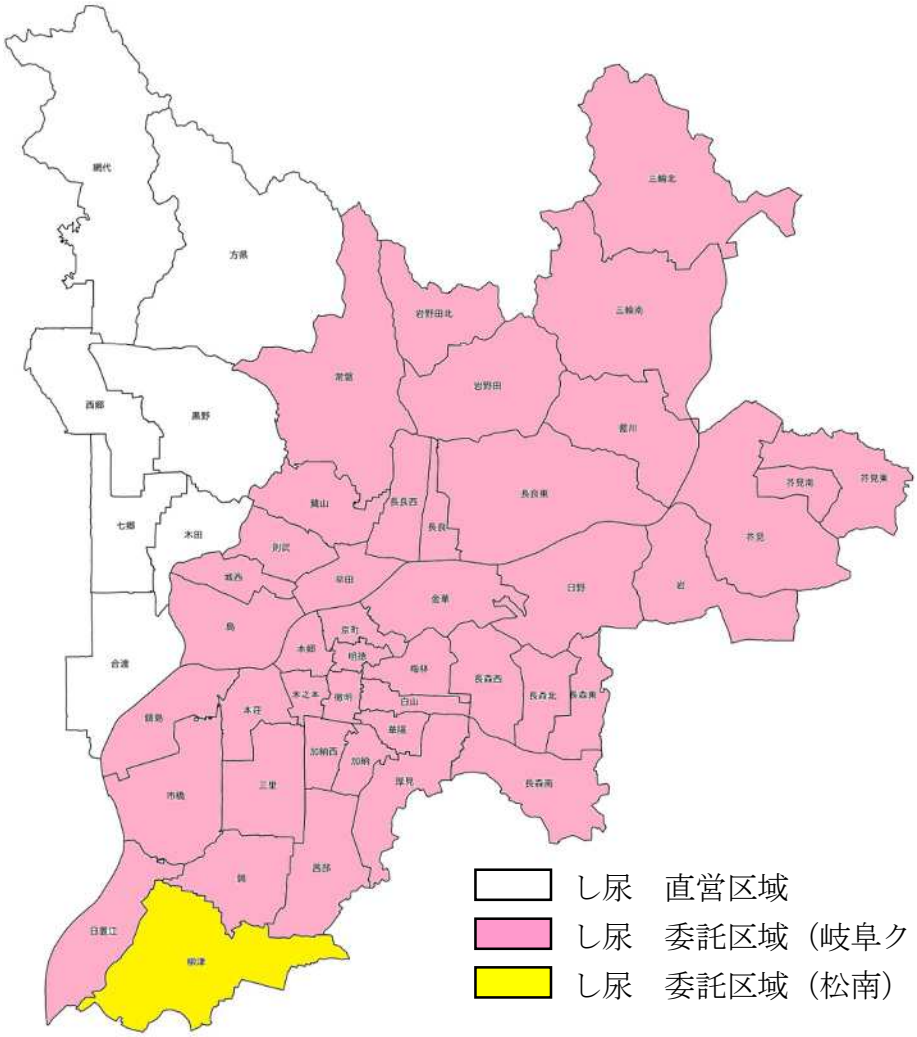

し尿　直営区域

し尿　委託区域（岐阜クリーン）

し尿　委託区域（松南）

b）浄化槽汚泥収集区域

許可番号	業者名及び 代表者氏名	所在地	収集区域
101	中衛工業㈱ 代表取締役 関谷　俊征	岐阜市六条南 3丁目6－9	金華、京町、明徳、徹明、梅林、白山、華陽、本郷、木之本、本荘、日野、長良、長良西、長良東、島、早田、城西、鷺山、加納、加納西、則武、長森南、長森北、長森西、長森東、岩野田、岩野田北、黒野、茜部、鶉、市橋、岩、厚見、芥見、藍川、芥見東、芥見南、三輪南、三輪北
103	トバナ産業㈱ 代表取締役 大森　敏夫	岐阜市西河渡 2－67	三里、常磐、木田、方県、西郷、七郷、鏡島、日置江、合渡、網代
105	松南㈱ 代表取締役 宮内　理	岐阜市六条南 3丁目6－9	柳津

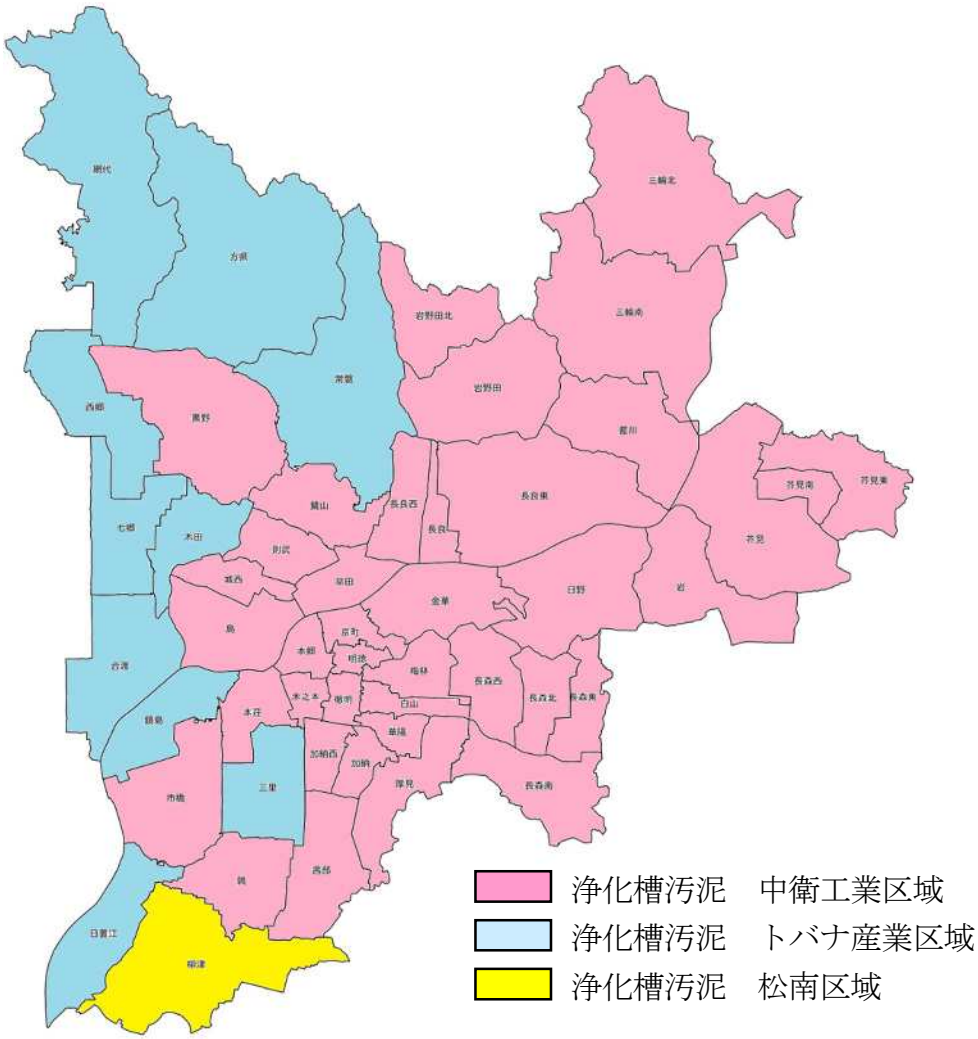

②収集・運搬する廃棄物の量

区分	し尿	浄化槽汚泥
直営	966 kℓ	―
委託	2,428 kℓ	―
許可	―	42,865 kℓ
合計	3,394 kℓ	42,865 kℓ

③収集回数及び収集の方法

ａ）し尿

し尿くみ取りの届出がある一般家庭及び事業所並びに施設等を、原則として23日間に1回の定期収集をする。その他、市民の要望等に応じ随時収集する。収集したし尿は、岐阜羽島衛生センター(岐阜羽島衛生施設組合)へ搬入し、処理する。

ｂ）浄化槽等汚泥

浄化槽等の清掃(ディスポーザ汚泥は浄化槽汚泥に準じる。)及び清掃に伴って生じた汚泥等(沈砂・スクリーンかす等を除く。)の収集・運搬は、浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可を受け、かつ、廃棄物処理法第7条の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者が、一体の業務として行うものとする。なお、計画処理区域内において、許可業者ごとに区域を定めて、行うものとする。

収集の方法は、バキューム式汚泥収集運搬車により収集する。

浄化槽等汚泥の処分は、寺田プラント及び岐阜羽島衛生センターの各処理施設において、行うものとする。

④関連施設の概要

ａ）収集管理基地

名称	木田環境事務所
所在地	岐阜市木田5丁目54-1
敷地面積	9,266.49 ㎡
建物延面積	2,829.48 ㎡
完成年月	平成8年3月

イ）中間処理計画

①処理施設の概要

<table>
<tr><th colspan="2">団体名</th><th>岐阜市</th><th>岐阜羽島衛生施設組合</th></tr>
<tr><td colspan="2">施設名</td><td>岐阜市寺田プラント</td><td>岐阜羽島衛生センター</td></tr>
<tr><td colspan="2">所在地</td><td>岐阜市寺田1丁目11</td><td>岐阜市境川5丁目147</td></tr>
<tr><td colspan="2">敷地面積</td><td>24,459.85㎡
（内、環境整備敷地11,304㎡）</td><td>5,612.30㎡</td></tr>
<tr><td colspan="2">建物延面積</td><td>3,098.45㎡</td><td>4,611.96㎡</td></tr>
<tr><td colspan="2">処理方式</td><td>固液分離処理方式
（下水道放流）</td><td>改造型脱窒素処理方式
（河川放流）</td></tr>
<tr><td colspan="2">公称能力</td><td>160（kℓ/日）</td><td>100（kℓ/日）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">処理実績</td><td>し尿</td><td>－</td><td rowspan="2">岐阜市分18kℓ/日（366日稼動）
（令和6年度実績）</td></tr>
<tr><td>浄化槽汚泥</td><td>140kℓ/日 （289日稼働）
（令和6年度実績）</td></tr>
<tr><td colspan="2">運転管理</td><td>直営</td><td>一部事務組合</td></tr>
<tr><td colspan="2">沈砂汚泥
収集運搬</td><td colspan="2" rowspan="2">業者名及び代表者氏名
中日本クリーナー㈱
代表取締役　井伊　典央
所在地
岐阜市大菅北4番20号</td></tr>
<tr><td colspan="2">脱水汚泥
積込運搬等</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">業者名及び代表者氏名
岐環協岐阜クリーン合理化事業特別企業体
代表者　玉川　福和
所在地
岐阜市六条大溝4丁目13番6号</td></tr>
</table>

②搬入される廃棄物の搬入者別の内訳量

a）し尿

区分	岐阜市寺田プラント	岐阜羽島衛生センター
直営	－	966 kℓ
委託	－	2,428 kℓ
許可	－	－
合計	－	3,394 kℓ

b）浄化槽汚泥

区分	岐阜市寺田プラント	岐阜羽島衛生センター
直営	－	－
委託	－	－
許可	39,820 kℓ	3,045 kℓ
合計	39,820 kℓ	3,045 kℓ

③残渣の量及び処分方法

<table>
<tr><th>区分</th><th colspan="2">岐阜市寺田プラント</th><th colspan="2">岐阜羽島衛生センター</th></tr>
<tr><td>残渣量</td><td colspan="2">脱水汚泥　801ｔ
沈砂汚泥　　11ｔ</td><td colspan="2">脱水汚泥・残渣　154ｔ</td></tr>
<tr><td rowspan="3">処分方法</td><td colspan="2">焼却処分</td><td colspan="2">焼却処分</td></tr>
<tr><td>脱水汚泥</td><td>岐阜市東部クリーンセンター</td><td rowspan="2">脱水汚泥
残渣</td><td rowspan="2">三重中央開発㈱</td></tr>
<tr><td>沈砂汚泥</td><td>岐阜市掛洞プラント</td></tr>
</table>

ウ）最終処分計画

Ⅱ－１－（４）のとおり(26 頁)

（３）住民に対する広報・啓発活動

ア）浄化槽関係

①単独処理浄化槽及び汲み取りトイレから合併処理浄化槽へ切替を進めるため、浄化槽設置補助制度を設けており、臨戸訪問のほか「広報ぎふ」、ラジオ、ホームページにて補助制度の周知、切替啓発を行っている。

②浄化槽管理者に義務づけられている保守点検、清掃、法定検査の維持管理が確実に実施されるよう指導している。「広報ぎふ」、ラジオ、ホームページにおいても浄化槽の維持管理の必要性について啓発を行っている。

岐阜市の廃棄物に係る諸計画の体系（策定状況）

（令和8年3月27日現在）

- 岐阜市未来のまちづくり構想（R4.2策定）
  - 岐阜市環境基本計画（H10.3策定、R5.3改定）
    - 岐阜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（H23.3策定、R5.3改定）
      - 環境アクションプランぎふ（H9.4策定、R5.3改定）
    - ごみ減量・資源化指針（H23.11策定、R4.7改定）
      - ごみ減量・資源化指針アクションプラン（H24.3作成、R4.11改定）
  - **岐阜市一般廃棄物処理基本計画**
    - **岐阜市ごみ処理基本計画（S59.12策定、R8.3改定）**
      - 岐阜市分別収集計画（H9.3策定、R5.3改定）
    - **岐阜市生活排水処理基本計画（H7.8策定、R8.3改定）**
  - **岐阜市一般廃棄物処理実施計画**
    - **ごみ処理実施計画**
    - **生活排水処理実施計画**
      - 生し尿
      - 浄化槽汚泥
      - 下水道